

クラールデイサービス 長沢
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(横須賀市指定 第1471905826号)

株式会社 クラール

目 次

- 1 事業所経営法人
- 2 ご利用事業所
- 3 職員の配置状況
- 4 営業日及び営業時間
- 5 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
- 6 提供するサービス内容
- 7 利用料金
- 8 サービスの利用方法
- 9 サービス利用に当たっての留意点
- 10 緊急時の対応
- 11 苦情の受付について
- 12 衛生管理
- 13 守秘義務
- 14 事故発生時の対応
- 15 虐待の防止について
- 16 身体拘束について
- 17 非常災害対策
- 18 避難訓練について
- 19 提供するサービスの第三者評価の実施状況
- 20 職員研修

1 事業所経営法人

- (1)法人名 株式会社 クラール
(2)法人所在地 横須賀市久里浜三丁目10番2号
(3)電話番号 046-884-8977
(4)代表者氏名 井田 友行
(5)設立年月日 平成24年8月7日

2 ご利用事業所

- (1)事業所の種類 通所介護
(2)介護保険事業所番号
平成27年2月1日指定 横須賀市 1471905826号
(3)事業所の名称 クラールデイサービス 長沢
(4)事業所の所在地 横須賀市長沢一丁目6番33号
(5)電話番号 046-874-7857
(6)管理者 酒井 幸恵
(7)開設年月日 平成27年2月1日
(8)定員 32名
(9)実施地域 横須賀市・三浦市全域

3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

[主な職員の配置状況]

※ 職員の配置については、指定基準を順守しています。

令和7年1月1日		現在		
職 種		人 員		
管理者		1名 (常勤	1名 非常勤	0名)
生活相談員		2名 (常勤	2名 非常勤	0名)
看護職員		3名 (常勤	0名 非常勤	3名)
介護職員		5名 (常勤	3名 非常勤	2名)
機能訓練指導員		3名 (常勤	0名 非常勤	3名)

4 営業日及び営業時間

営業日 毎週 日曜日～土曜日

※ ただし、年末年始12月30日～1月3日は定休日です。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分

5 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

時 間 午前8時30分から午後5時30分

電 話 046-874-7857

担 当 鈴木 純奈

6 提供するサービス

レクリエーション・生活相談・食事・入浴・送迎等

7 利用料金

(1) 通所介護1日あたりの利用料金(入浴を実施した場合)

	通所介護費	入浴介助	処遇改善	利用料金合計
要介護1	6,935円	421円	590円	7,947円
要介護2	8,189円	421円	685円	9,296円
要介護3	9,486円	421円	790円	10,698円
要介護4	10,782円	421円	895円	12,099円
要介護5	12,099円	421円	1,001円	13,522円

利用料金負担額

	利用料金合計	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	7,947円	795円	1,590円	2,385円
要介護2	9,296円	930円	1,860円	2,789円
要介護3	10,698円	1,070円	2,140円	3,210円
要介護4	12,099円	1,210円	2,420円	3,630円
要介護5	13,522円	1,353円	2,705円	4,057円

(2) 通所介護1日あたりの利用料金(入浴を行わなかった場合)

	通所介護費	入浴介助	処遇改善	利用料金合計
要介護1	6,935円	0円	558円	7,493円
要介護2	8,189円	0円	653円	8,843円
要介護3	9,486円	0円	758円	10,244円
要介護4	10,782円	0円	864円	11,646円
要介護5	12,099円	0円	969円	13,069円

利用料金負担額

	利用料金合計	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	7,493円	750円	1,499円	2,248円
要介護2	8,843円	885円	1,769円	2,653円
要介護3	10,244円	1,025円	2,049円	3,074円
要介護4	11,646円	1,165円	2,330円	3,494円
要介護5	13,069円	1,307円	2,614円	3,921円

※利用料金合計について、総単位数から算出した金額で上記一覧表の通所介護費・入浴介助

・処遇改善の合計と一致していない箇所があります。

※サービス提供時間が7時間以上8時間未満以外であった場合利用料金・負担額が変わります。

(3) その他(介護保険給付対象外のサービス)

食事代 1日 400円 (全額自己負担)

(4)キャンセル料

ご利用日、当日のお休みはキャンセル料として400円を頂きます。

(5)利用料金の支払い方法

毎月10日までに前月分の請求を致しますので、末日までにお支払いください。

お支払いを頂きますと領収書の発行をします。

お支払方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からご契約時の際に選べます。

利用料金の支払い回数の金額(入浴を実施した場合)

要介護 3 基本単位 900 入浴介助 40 処遇改善 8.00%

利用料金

回数	基本単位	入浴単位	小計	処遇改善	合計単位	利用料金
1	900	40	940	75	1,015	10,698円
5	4,500	200	4,700	376	5,076	53,501円
10	9,000	400	9,400	752	10,152	107,002円
15	13,500	600	14,100	1,128	15,228	160,503円
20	18,000	800	18,800	1,504	20,304	214,004円
25	22,500	1,000	23,500	1,880	25,380	267,505円

利用料金負担額

回数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	食事代
1	10,698円	1,070円	2,140円	3,210円	400円
5	53,501円	5,351円	10,701円	16,051円	2,000円
10	107,002円	10,701円	21,401円	32,101円	4,000円
15	160,503円	16,051円	32,101円	48,151円	6,000円
20	214,004円	21,401円	42,801円	64,202円	8,000円
25	267,505円	26,751円	53,501円	80,252円	10,000円

食事代を含んだ負担額

回数	1割負担者	2割負担者	3割負担者
1	1,470円	2,540円	3,610円
5	7,351円	12,701円	18,051円
10	14,701円	25,401円	36,101円
15	22,051円	38,101円	54,151円
20	29,401円	50,801円	72,202円
25	36,751円	63,501円	90,252円

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画を作成してサービスの提供を開始します。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している、居宅介護支援事業所がある場合は、事前に担当介護支援専門員とご相談して下さい。

(2) サービスの終了

① 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前に文書で通知いたします。

② 自動終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険施設等に入所した場合
- ・要介護認定が、非該当(自立)と認定された場合
- ・お亡くなりになった場合、被保険者資格を喪失した場合

③ その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が倒産した場合、お客様は文書で通知することにより、サービスを終了する事が出来ます。
- ・お客様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金の支払を催告したにもかかわらずお支払が無い場合、または、お客様やご家族などが事業者や事業者のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することによりサービスを終了させて頂く場合がございます。

9 サービス利用に当たっての留意点

事業所は通所介護サービスにおける世話及び機能訓練を通じて、その能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう努めていきます。

10 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故・体調の急変が生じた場合は、家族、主治医、救急機関等に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

医療機関	主治医等の氏名
	連絡先
緊急連絡先	氏 名
	連絡先

11 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者)

職 名 管理者 酒井 幸恵

受付時間 午前9時から午後5時

電話番号 046-874-7857

F A X 046-874-7867

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横須賀市 介護保険サービス等	受付窓口 民生局福祉こども部介護保険課給付係 所在地 横須賀市小川町11 電話番号 046-822-8253 受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
三浦市 介護保険サービス等	受付窓口 保険福祉部高齢介護課 所在地 三浦市城山町1-1 電話番号 046-882-1111 受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
共 通	受付窓口 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

12 衛生管理

通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理には十分留意します。

13 守秘義務

(1) 事業者及び従業者は、サービスを提供するうえで知り得たお客様及びその家族に関する

秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者はお客様、お客様の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当会議に

おいて個人情報を用いませぬ。

(3) 職員が退職した後も、これらの秘密を保持します。

14 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 酒井幸恵
-------------	----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年2回開催し、その結果を職員に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針を作成しています。

(4) 職員に対して、虐待を防止するための研修を年1回実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

16 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17 非常災害対策

天災その他の災害が発生した場合、従業者はお客様の避難等適切な措置を講じます。

また、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認します。

18 避難訓練について

事業所は、定期的に避難訓練を実施しており、利用時に避難訓練に参加して頂く事があります。

19 提供する第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していません。

20 職員研修

職員の資質向上のため、研修等を実施します。

通所介護の重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者職名 管理者 ・ 生活相談員

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け同意し、事業者から重要事項説明書を交付され受理しました。

令和 年 月 日

契約者又は代理人

住 所

氏 名

印

利用者

住 所

氏 名

印
